

令和6年度

小松市空き家有効活用奨励金

貸したい方

購入した方

空き家バンクに登録されている小松市内の空き家を改修して賃貸住宅または公立小松大学の学生向けに貸し出す場合、または自己の居住用に購入し改修する場合、さかさまバンクを利用して成約した空き家を改修する場合に改修費用の一部を助成します。

	賃貸物件	購入物件	共同住宅等	
金額	改修費用の1/2を助成 ※門、柵及び塀工事等の外構工事費は対象外	(限度額) 40万円	(限度額) 40万円	(限度額) 100万円
	<市外居住加算> 購入した空き家に住む人が市外からの転入者の場合		10万円	
条件	改修前の建物は、小松市内に所在する建物で、以前使用 ① されており、現に使用されていないものであること 改修後の建物が右記であること	戸建て住宅	戸建て住宅	共同住宅等 ※1
	② 小松市内空き家・空き室バンクの登録物件であること	○	○	
	③ 改修費用が20万円以上であること	○	○	○
	④ 改修後、賃貸住宅として10年以上扱うこと	○※2		
	⑤ 改修後10年間、公立小松大学の学生に貸し出すこと			○
	⑥ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと	○	○	
	⑦ 市税の滞納がないこと	○	○	○
	⑧ 対象の建物が過去に奨励金の交付を受けていないこと	○	○	○

※1 共同住宅等には長屋、シェアハウスを含みます。

※2 空き家バンク登録物件のみ。（さかさまバンク成約時除く）

小松市空き家有効活用奨励金は【フラット35】連携制度です。（上記購入物件のみ）

小松市と住宅金融支援機構との連携により、当初5年間もしくは10年間の借入金利が引き下げとなります。

令和6年度

小松市空き家バンク・さかさまバンク成約報奨金

所有者の方

空き家バンクに登録されている戸建て住宅の物件について賃貸や売買の契約が成立した場合、さかさまバンクを利用して成約した場合に所有者に対して成約報奨金を交付します（1物件1回限り）

	賃貸住宅	
金額	3万円	
	<個人>1物件につき1回のみ <法人>1物件につき1回のみ	
条件	① 小松市内空き家・空き室バンクに登録されている住宅であること	○※3
	② 賃貸借契約日又は売買契約日から3カ月以内であること	○
	③ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと	○
	④ 市税の滞納がないこと	○

※3 空き家バンク登録物件成約時のみ。（さかさまバンク成約時除く）

NEW

令和6年4月1日よりさかさまバンクを利用した場合についても空き家有効活用奨励金及び空き家バンク成約報奨金を利用できるようになりました。

<お問い合わせ先> 〒923-8650小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部建築住宅課
TEL : (0761)24-8104 FAX : (0761)23-6403 Eメール : housing@city.komatsu.lg.jp

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

小松市 空き家有効活用

検索